

第 7 期第 1 回練馬区環境審議会会議録 (案)

日時 : 平成31年 3 月22日 (金) : 午後 3 時～午後 4 時40分

会場 : 区役所本庁舎 5 階庁議室

出席 :

委員 (五十音順) :

阿部委員、石神委員、伊東委員、岩橋委員、小口委員、香川委員、古山委員、
新堀委員、高崎委員、高橋委員、梨元委員、服部委員、藪元委員、横倉委員、
吉迫委員、若林委員

区側 : 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長

傍聴 : なし

○環境課長 ただいまから審議会を開会します。本日は、16名の委員に出席をいただいております。過半数に達しておりますので、審議会は成立しております。まず、環境部長よりご挨拶申し上げます。

○環境部長 3 月も押し迫った大変お忙しい中、このようにお集まりいただきまして、また環境審議会の第 7 期の委員を皆様にお引き受けいただいたということで、本当にありがとうございます。

環境問題についても、皆様もいろいろとニュースで目にすることが多いと思います。夏の猛暑だったり、ゲリラ豪雨、大雨、また、さまざまな海の汚染が進んでいるということで、プラスチックごみの問題なども多く取り上げられております。

そういった環境問題というのは、なかなか大きなお話ではございますが、一人一人の取り組みがなくしては、こういった問題の解決には至らないと思っております。

この環境審議会を通して、ぜひ皆様の活発なご意見を頂戴した上で、練馬区の環境施策の方に生かしてまいりたいと思っております。

また、第 7 期では新たな環境基本計画の今後の改定等も予定されておりますので、ぜひ皆さんと一緒に練馬区にふさわしい新たな環境施策を生み出していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、冒頭に際してのご挨拶とさせていただきます。

○環境課長 それでは、次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

環境審議会の運営について説明させていただきます。

(環境課長が資料 2・3・4 の説明)

○環境課長 それでは、会長・副会長の選出でございます。

資料 4 練馬区環境審議会規則第 3 条に会長・副会長のことが規定されておりまして、会長・副会長の職務として、会長は審議会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長

を補佐し、事故があるとき、欠けたときに職務を代理するといったところでございます。なお、この選任に当たりましては、委員の互選により定めるということでございます。

早速ですが、会長・副会長の選任に入らせていただきたいと思います、互選ということでございますので、立候補などございましたらということでございますが、いかがでございましょう。

○委員 皆様に、ご賛同いただければという前提で、ご提案を申し上げたいと思います。今回、18名中半分の方が委員交代という形でございます。継続されている方は別として、新しい方が半分もおられるということです。事務局としての案があれば、それをまずご提案いただきまして、それに皆様のご異議がなければ、拍手でもって決定していきたいと思う次第です。よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、今、委員からそのようなお話をいただきましたので、事務局としての案をご紹介させていただきたいと思います。

会長には、学識経験者委員でございます横倉委員、副会長につきましては同じく学識経験者の委員にお願いしたいということで、事務局としては考えておりますがいかがでしょうか。

(拍手)

○事務局 ありがとうございます。それでは、会長・副会長は両委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、早速でございます、会長、副会長就任に当たりまして、一言ずつご挨拶を頂戴したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○会長 それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。

先ほど、ご紹介もありましたように、実は私、前期も会長を務めさせていただきまして、行き届かないところ等いろいろあったのではないかとと思いますが、先ほど環境部長からお話のあったように、環境の問題は練馬区でも力を入れている問題の一つだと思いますし、これまで日ごろの生活の中で、いろいろとお気づきになったり、こうしたらどうか、どうしたらいいのかというようなご意見がいろいろあり得る分野の一つだと思いますので、ぜひこの会議で皆様それぞれの立場でお気づきになった点、あるいは意見等を活発に出していただければよろしいかと思っております。

そういう意味で、忌憚のないご意見等を審議会を出していただきたいと思います。私も皆さんからも活発にご意見をいただけるように努力をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○副会長 副会長ということで、会長をしっかり補佐していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

私は、昨年3月まで法政大学人間環境学部というところで都市環境とか地域環境をたまたま勉強させていただいていました。区のこの環境には関心があるところでございます。ぜひとも、よろしく願いいたします。

現在住んでいるのは世田谷区なのですがすけれども、転々としておりまして、随分昔なのですがすけれども練馬区のこの近くに比較的長くいました。子どもたちも練馬生まれですし、母親も練馬で亡くなり、そういう関係で考えてみますと、練馬区と縁が深く、また、昭

和22年生まれということで、区と同じ歳でございます。何かとよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、会長・副会長の選任が終わりましたので、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長 それでは、次第に従いまして、本日の議事を進めさせていただきます。

本日は、審議事項1件と、報告事項が1点ですが、審議事項、環境影響評価計画書、いわゆる環境アセスメントの計画書への意見というのを出すところでございますので、この点についてご審議いただきたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○環境課長 では、環境影響評価計画書と、その要約版を説明させていただきます。

(環境課長が資料6・7・12の説明)

○会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、今説明を伺いました西武新宿線井荻駅、西武柳沢駅間の連続立体交差事業に係る環境影響評価調査計画および、これに対する練馬区長の意見につきまして、ご質問、ご意見がありましたら伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員 3月22日付の区長意見、個別項目として(1)から(5)までございますが、この中で資料6におきましては、8項目があったわけですが、私が大変懸念しております日影の問題なのですが、これが区長意見の中では削除されているわけですが、このことは計画書(資料7)を見ていただきますと、76ページに日影の問題が書いてございまして、その後A3資料2枚で、これは東西に走りますから、北側は冬至の、冬の日影の長いときにかなり厳しい。例えば井荻駅の北部になると地上から1.5mで冬至のいわゆる冬の一番影の長いときに、午前8時から午後4時までで敷地境界から5~10mでは日影となってよい時間は3時間、そして境界から10m以上ですと、2時間ということで、3-2と書いてございます。こういう領域がかなりあるということから見て、日影の問題は大変重要ではないかとこんなふうに思っておるのですが、区長コメントから削除された理由を教えてください。

そして76ページのコメントを見てみますと、6. 2. 10、日影ですが、3行目からちょっと読んでみますと、「事業区間全線にわたり、低層から中層の集合住宅や事務所建築物等が点在しており」ということで、要は背の低い建物があるから影が来たときに大変ですねと。そして「武蔵関駅及び東伏見駅周辺に最高で15階建程度の建物が存在する。」ということで、私はこの辺に住んでいますから、今日も現に見てきたのですが、15階建ての建物が存在する。「したがって、事業区間周辺には日影の影響をおよぼすような高層建築物が存在していない。」15階の建築は高層建築物ではないのかと思うのですが、この2行は何を言っているのかよくわからないのです。例えば武蔵関駅とか東伏見駅周辺というのは、事業区間の周辺ということになると思うのですが、15階建ての建物があるのに「高層建築物が存在していない」、「したがって」と順接でつないでいますけれども、この辺がよくわからない。日影についてどのようにア

セメントされようとしているのかも、この文言だけではよくわからない。要約しますと、日影の検討というのがこの計画書では余り十分ではないのではないかということと、どうしてこの区長意見で日陰が削除されたのかというのが2点目、ご説明いただきたい。

○**会長** 今のご質問があった2点について、説明をお願いいたします。

○**環境課長** まずは、区長意見に対する説明が十分でなかったかなと思っています。

とりあえず、環境影響評価計画書で選ばれた項目および、その調査の仕方についての意見ということですので、基本的に選定した項目8項目について、環境アセスメントは、この計画書のとおり実施をするという前提で、これに対して足りない部分、補うべき部分に対しての区長意見ということですので、まず日影に対しては調査対象になっておりますので、これを区長意見から外したということではなくて、これに対してはこのとおりやっていただきたい、計画書のとおりやっていただきたいということで、区長意見として特段申し上げるということはないということになります。

(不規則発言あり)

○**横倉会長** 質問に答えているところでありますから、それを全部聞いてから、ご意見があれば伺います。回答をどうぞ続けてください。

○**環境課長** 要するにその部分については計画書のとおり進めていただきたい、先ほど、騒音のところでも申し上げたように、例えば高さ1.2mの部分しか測りません、それでは足りないと思うので、3.5mを測ってくださいというようなことで意見を出しているといったところでもあります。その辺りをご理解いただきたいといったところが一つ目です。

二つ目、先ほどご指摘をいただきました76ページのところの日影のところでもあります、日影の現況、頭の数字が6というところが、まずこの地区の現況といったところで、どういう状況にあるのかといったようなところでもあります。

直近には15階程度の建物は存在しますが、事業区間周辺というのは直接的な事業執行部の部分ということも指しているのだと思っていますけれども、そういった意味でこの事業そのものに一円の影響をおよぼすような高層建築物が存在していないということも言っているのだと思います。

具体的な日影に対する環境影響評価の実施方法については、114ページ、頭の数字が8となっているものです。8. 2. 3、日影というところをご覧ください。

ここで調査事項ですとか調査方法、予測および評価の方法ということで、日影について環境影響評価の対象として、このような形でやっていきますということが記載がなされているところです。

これまで、ほかの8項目について、ちょっと説明を省いてしまいましたが、それぞれ騒音、振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然とのふれあい活動の場、廃棄物、それぞれこの頭の数字が8というところから始まるものが環境影響評価の実施方法についての記載がなされている部分ですが、このような形で環境影響評価を実施していく、これに対してはこの方法でやっていただければといったところで、特段区長意見を出さないといったところでもあります。

○会長 どうぞ、再質問がありましたら。

○委員 いろんな話をもらってしまったのですが、実施方法そのものは、専門的な事項なのでうまく進むとして私が申し上げたかったのは、日影の重要性と申しますか、池袋線もそうでしたけれども、西武新宿線も東西に走りますから、これは冬のときは南からの太陽に対して、路線の北側に住んでいる人はみんな日影になってしまうわけです。だから、日影の問題は大変ナーバスな問題でもありますし、しかも見せていただいた77、78ページにおきましては、北側はかなり厳しい条件、結局日影がかかってもよい制限時間が少ないわけですね。

要は、背の低い建物がたくさんある中で、日影の重要性というのは、小田急線もそうでしたけれども、やっぱり思ったよりも高架することによって、我々は鉄道を高架化するのを望んでいるのですけれども、私も20年間通勤してきましたけれども、やっぱり北側はすぐ民家なのです。そうしたときに、高架の鉄道ができたときに やっぱり問題にならないかなといった素朴な疑問です。

技術的にアセスメント方法は、もうお任せしますけれども、そう思ってこの77ページで見たらやっぱり北側は分母4 m、GL面から4 m高さで、3時間、2時間という厳しい制限時間になっておりますので、大丈夫かなと思いました。

こういう問題意識がもとで、区長コメント、ご意見を出されるときには、やっぱり日影の問題というのは大事な問題ではないかと、こういうふうに思いました。

○会長 ありがとうございます。

○環境課長 ご心配の部分、おっしゃるとおり高架に上げますので、その北側は当然日影になるといったところであります。

西武池袋線もそうなのですが、高架にするに当たりまして、今の鉄道の幅では高架にできませんので、今の線路の場所を高架にするには電車を1回仮線で横によけないと、電車の運行を休まなければ工事をできなくなりますので、北側に側道を、別な事業として工事をする予定です。

池袋線も高架になってその北側は、側道が整備されました。同じように新宿線でも、鉄道の付属街路というような形でやっていきます。その辺りは、計画書の10ページあたりに記載がございます。

例えば、10ページの下の方をごらんいただければと思うのですが、これは高架に持ち上がっていくいわゆる坂道の区間というふうにお考えいただきたいのですが、現在は電車の下側の黄土色の土色の部分のところに黒色で現在線、上り、下りというふうになっています。

ここに線路があって、これを上に持ち上げるのですが、単純には持ち上げられませんので、1回北側へ線路をずらし、仮線として引きます。

そうした上で、下の図では土盛り、その上の図では高架にしまして電車を上に持ち上げるといったこととなります。その仮設線として引いた、仮線の上り、下り、下りは電車が半分かかっていますけれども、この部分の広さを鉄道付属街路として、要は道路として整備していくということになります。少なくとも鉄道路から一定幅は道路として住宅にかからないように、要するに道路が日影になるような状態になるようにといった形で、整備をしていくということでもありますので、日影の影響は少しはこれで軽減される

のではないかと考えております。実際池袋線でもそのような運用をしておりますので、同様の方法でやっていくといったところであります。日影の問題は、大変大事な問題でありますので、環境アセスメントとしては、先ほど申し上げた方法でやります。

この方法でやっていただければ、道路としても通りますので、よろしいのではないかなという判断をしているということです。

○委員 ありがとうございます。

今、8、9、10ページを見てみますと、工事のときに北側を広くとるというのはわかったのですが、結果的には現状の路線の上に工事後はこういう形になるわけですね。一旦北の方はあけますよということで、それは立ち退きをさせるのですか。それともそれが変わらずに、単なる工事上の手法として、一旦北に移ってということなのか。

例えば、もしそれで北の人に立ち退いてもらって、そこにスペースができるというなら、現状とは大きくレイアウトが異なりますけれども、単に工事用に一時的に土地を取って、高架はするとするならば、あまり変わらないのではないのですか。

○環境課長 基本的に道路がないところは、用地買収をしてということになるということです。

その部分については、今回の鉄道アセスメント評価の直接の対象ではないのですが、事業とすれば鉄道付属街路として、道路の新設ということになりますので、現状建物が建っていれば、そこは買収をしていくといったところ、道路があればその部分を使ってということになりますので、位置がわかってくるのかなとは思っております。

○委員 もう最後にしますが、結局、今課長さんがおっしゃったように、南へ現状の路線よりも、南に振って逆に北をあけるとするならいいことだと思うのですが、基本的には今のあるところの真上に高架ができるだけであれば、幾ら北側を工事用に一時的に用地を取ったとしても、買収して移動していただくならいいのでしょうか、今お住まいの方がそのような状態であれば、何ら変わることはない、線路の間隔と住居の間隔の間が変わらないなというふうに思って心配をしました。

○会長 ありがとうございます。

○環境課長 南側はさすがに用地買収や道路を造ったりということではありませんけれども、北側は先ほどからお話をしておりますとおり、仮線区間として道路の部分を買収しますので、その部分は下がる形になります。立ち退いてなくなり、そこが道路になります。

要するに、一定幅の道路になりますので、例えば1軒目が立ち退いて2軒目が立ち退く部分ではない場合、2軒目の方から後ろが、影響評価で影響を見なければいけないだろうなということで、ここの中では日影をアセスメントとして行うといったところであります。

○委員 ありがとうございます。わかりました。

○環境部長 私どもとすると、アセスメントが主な対象業務ということなのですが、そもそも、この立体交差事業をどういう形でやっていくかということについては、今のお話のように事業主体は東京都と西武鉄道です。

それに、もちろん関係自治体もあるということで、2月13日、14日、15日、16日の4回にわたって、地元の方で説明会をしております。その上でどういう形で立体交差す

るかということ、これは都市計画の方も決めていかなければいけませんので、それはまた別途皆さんのご意見を聞きながら、都市計画を所管するところが、こういった計画を定めて、都市計画についての手続を進めていくことになります。

やはり、地元の皆さん方にはご心配のことがたくさんあるようで、この説明会についてもいろいろなご意見が出ております。

そういったことは、東京都、西武鉄道も聞いておりますので、今後このような形で丁寧に説明会等をしながら、皆さんのご意見を聞きながら、事業化を進めていくといったところではあります。

我々としては、そういった大事業ですので、それによって周辺環境にいろいろな影響が出てきますので、そういったことをしっかりアセスメントでやっていこう、ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 これで終わりますけれども、私が心配したのも、やっぱり区長として日影に対する個別的には保護、区長さんのおっしゃるとおり、解決ができるだろうという見通しなのかもしれませんが、いざやっぱり高架になったときに、思ったよりも日影になってしまったという話が、そういうリスクがあると思われまふので、この段階において日影の問題意識を書いていないというのは、後々拙速ではなかつたかというふうなことのリスクを心配しました。

今の自信ありということで、了解をしましたがこんな思ひで発言をさせていただきました。以上です。

○会長 それでは、よろしいでしょうか。次に発言されるときは、全体の進行の関係がありますから、司会の許可をとってから発言をするようにしてください。そうでないと、直接やり合ふと議論がエスカレートすることにもなりますので、ぜひ進行にご協力をお願いいたします。

ほかに何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員 直接、環境アセスメントということではないかもしれませんが、一つは、西武池袋線が高架化したときも、同様の審議というか意見交換があつたのかということと、高架にした後の高架の下の利用法をどうするのかということ、西武線のときに商店街とか西武との間でいろいろともめたりして、なかなかすんなりどういふ具合に使うかということが決まらなくて、ある意味では商店街の経済活動などにも支障を来したようなことがありましたので、その辺はどのように検討されているのかなというのが、目下の問題として先ほど話した2点ありましたけれども、今、答えられる範囲でお答えいただければと思ひます。

○環境課長 基本的に、池袋線のときの話も大体同じようなアセスメントの手法と中身できておりますので、出てきた計画書もほぼ同じですし、区から答えるのも、ほぼ前回と同様といったような形での意見といったものもございませふ。

それと、高架下の利用につきましては、直接アセスとは異なつてまいりませふ。恐らく池袋線と同じような扱ひで進んでいくのかなと思ひますが、具体的な話として、ちょっと承知しておりませふので、またそれはちょっと別な部署からお話させていただければと思ひます。

○会長 よろしいでしょうか。他にいかがですか。

○委員 2点ありまして、まず1点目は、もしご存じだったら教えていただきたいのですが、この東京都が出しました資料7の環境影響評価調査計画書なのですから、これは何で調査計画書なのかということです。私はこれを見て、調査計画書ということなので、こういう調査をしますよという計画の書面だというふうに私は理解しているのですが、これが調査報告書というのならわかるのですが、なぜこれにしたのかということが一つです。

文書表現のことを言いますと、先ほどの環境課長の説明ですと、76ページの件ですが、「東伏見駅周辺に最高で15階建程度の建物が存在する」、その次に「したがって」があるからおかしくなってしまうので、これが「しかし」だったらおかしくないし、「存在するが、事業区間周辺には影響をおよぼすような高層建築物は存在しない」といったら、誰でも理解できるのですが、ところどころちょっとあるのです。

2点目にお伺いしたいのは、この資料12の方です。

1の全般的事項の(1)の下段の方の一番大事なところの文章だと思うのですが、「区民の意見・要望については、十分に検討し、可能な限り環境影響評価の実施および環境保全のための措置の検討に反映するよう努められたい」と書いてありますけれども、これは区民の意見・要望とは、これから聞くのですよね、先ほどのスケジュールを見ると、環境影響評価の実施というのはもう終わっているのに、私はこの東京都の資料のことだと理解したのですが、終わっているのにこれから区民の意見を聞いて、その措置の検討に反映するというのはどういう意味なのかということで、これは練馬区でまた別にやるということでしたら理解できるのですが、そうでなければ、ちょっと理解できないので、これはちょっと文章として。

○会長 2点あるようですが、東京都の文章の書き振りがわかりにくいと。ここで解釈が間違っていると、学校の作文の修正ではないからいかかと思えますけれども、要するに先ほど事務局から説明があったように、日影の問題は極めて高架の問題と密接に関連しているもので心配することでありまして、繰り返しになりますけれども、こういう観点からこういう方法で、日影の問題についてやるということについて、練馬区としてそれで大丈夫だろうという判断で、特段の意見を出さないという話で、それはほかの項目についても同じことですね。

足りないところについて、こうして欲しいというのは区長の役割としてあると思えます。その次の、制度上の問題については、この制度とルールの中での要望だということ、説明ではお願いします。

○環境課長 計画書という部分ですが、先ほど資料12の中でご説明をしたところではありますけれども、東京都の環境影響評価条例というのがありまして、それによって環境アセスメントを実施するに当たって、今回でいえばどういうふうにアセスメントを実施するか、その計画書をつくりなさいというのが今回の計画書です。

環境アセスメントをどうするか、計画書に基づいて、今後アセスメントをどうするかという案をつくっていきます。そこでも、ここに書いてありますとおり、評価に対して意見の募集ということができます。

また、今の段階、計画書に対しても3月25日までは、都民の意見を募集しております。ですので、都民であれば3月25日までに、どういうふうにアセスメントをしていくかと

いう計画に対しての意見を出すことができます。その結果を踏まえて、今度は環境アセスメントをどうしていくかの案が出されます。

案が出てきたところで、また自治体と都民の皆様にご意見を伺って、その案に対して、どういうふうに東京都は考えていますかというのを当ててくるのが見解書です。その見解書を踏まえて、環境影響評価、どういうふうにアセスメントをやるかというのを決めます。そこで、環境アセスメントが決まります。

アセスメントは、工事実施中および工事完了後、どういうふうに環境に影響がありましたかというのを評価して、最後おっしゃったとおり、評価書というものが出てくるということになります。ですので、今回は条例に定める手続の、ある意味一番最初のところ、どういうふうにアセスメントをやっていきたいと思いますかといったところの書類ということで、考えていただきたいと思います。

ですので、また近いうちに環境アセスメントはこうなりましたよということに対して、皆様にお話しする機会が出てくるということをございます。

あと、環境に影響をおよぼすとされる地域というのは、この計画書の資料8の一番最後の130ページのところにございまして、事業区間からおおむね、たしかこれは100mだったと思いますけれども、区域というのを設定して、事業区間と考えていると思います。恐らく、この辺と絡めての話ではないかなというふうに思っております。対象となるエリアには15階があるけれども、この事業に影響のある部分にはないよというそういう意味なのかなというふうには思っております。

○**会長** ほかにありませんか。

○**委員** 2点目の練馬区の方が大事なのです。

2点目の資料12の方の1の全般的事項の(1)の下段の「また」の後です。

「区民意見等については、可能な限り」というこの文章です。

「区民意見等について」というのは、これからやるということですよ。今ちょっと少しやったというのはおっしゃったのですけれども、スケジュールですとこの後やることでした。その後の、「可能な限り環境影響評価の実施」というのは、先ほどの計画というのはいくらやるわけですか。なるほど、理解しました。

○**委員** 事務局にお願いしたいのは、こういう第1回の新しいメンバーが半分もおられる、そういうときにいきなり今回は、不幸にしてややこしい問題になったのです、環境アセスメントの。だから、時系列で最初にやっぱり説明は必要ですよ。

時系列に基づいた環境アセスのスタートから最後のところまでの時系列を基に、今回はこの部分をお願いするのですというふうなことで、これから次から次へと出てくるわけだから、その辺のことを踏まえたものを次回にでも、今日はもう間に合わないから。今の説明で、大分皆さんご理解を得たとは思いますが。

そうは思いますけれども、やっぱり口頭だけで聞くのと、それから目の前にペーパーがあって、それを踏まえて説明を受けるのでは違います。それはお願いです。

○**会長** 多少そういうところがありましたけれども、半分は既に経験をしている人もいるわけで、そういうことを踏まえると、どういうふうに工夫すればいいかと。今日の話で大分、制度そのものについて、ご説明をいただいたから、次回からは大丈夫ではないかと思えますけれども、確かにそういう点で多少配慮が必要だったかもしれません。

○環境部長 アセスメントは、私ども職員にとっても、それほど毎年毎年あるわけではないので、非常にわかりにくいところがあって、説明が不十分なことについては、まずお詫び申し上げます。

先ほど来、区民の意見ということで言いますと、資料12にありますように、図書の縦覧と閲覧は、3月5日から14日までということで、対象エリアの区民事務所等に置かせていただいて、既に閲覧の期間は終わっております。

こうした取組みについては3月1日号の区報やホームページではお知らせをしてきたのですが、改めて皆様にもこういう形で今やっています、今はこの段階ですということをお知らせしたものです。先ほどお話ししたように、これは事前の計画をどうやってつくるかという段階ですので、これからいろいろと出てまいります。

そういったときに、今回のご指摘も生かして、次はもう少しわかりやすいものにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○会長 私も、忌憚のない意見をと始めに言いましたので、随分そういう意味では、大体私が期待しているような議論になったと思っておりますが、ぜひ、これからも疑問に思われたところはその場で率直に、うかがっていただいた方がいいと思っております。逆に制度そのものについてどこまで説明すべきかは、既に経験した方もいらっしゃるわけですから、その辺のところはなかなか兼ね合いが難しいかなと、こういう思いで聞いていました。

ほかにはいかがでしょうか。

○委員 確認事項なのですけれども、この合計が15年ありますよね、それは期間が長いというのはあるのですけれども、この選定した8項目、それと選定しなかった9項目、何でこういうふうに分けたのですか。ちょっと、その辺が基礎的なことで申し訳ないですが。

○環境課長 先ほどの資料7、冊子の方のところの頭の数字でいうと、6というのが現況で、頭の7が、選定しなかった項目になるのですが、92ページからなるのですけれども、環境影響評価の項目、選定した項目およびその理由というのが、7. 1、ずっとめくっていただいて、その先の7. 2、96ページから、例えば大気汚染はこういう理由で選定しなかった、悪臭は、対象となるものがないから、だから選定しないとか、そういったことが96、97ページに書いてあります。

選定しなかった方が、この見開きに9項目全てございますので、ここに書いてある理由によって、例えばこの項目は今回の工事とは影響ない、関係ない、かかわりが薄い、低いといったようなことから選定しないといったことが書かれており、私たちもそれで相当だろうというふうに考えたというところであります。

○会長 よろしいですか。

○委員 ちょっと、気になる発言があったので、質問したのですけれども、そもそも環境アセスメントというのは、環境影響評価をするわけなのですけれども、その前に基本的には評価書には高架案をもって対応するというするというふうになっているのです。役所の方からこれは西武、あるいは東京都の方でお決めになったいわゆる高架型ですと、そうしたら地下埋設の代替案はなかったのですか。

高架の方が経済性等を考慮してというふうなことで、環境という側面からそういう説明も区民としてはしてほしいなと思っております。何か決められたものを後づけで評価す

るというふうなものではなく、俗に言うアセスメントではないので、その代替案もきちんと検討したのだというふうなところは、やっぱり区としては、我々住民への説明の大前提ではないかと思いました。

もし、その辺が過去のご検討なのかもしれませんが、ありましたら教えていただけるとありがたいです。

○環境課長 環境アセスメントというのは、今回で言えば東京都と西武鉄道が計画をした工事に対して、それがどういった周りへの影響を与えるかというのを評価するというところで、環境アセスメントというのをやるわけです。

今、お話のあった事業方法の選定というのは、地域での説明会の中ではお話がされたというふうに聞いております。

要するに、工事手法として、今お話があったように地下方式と高架方式と両方の方式がある。それについて、比較検討を行った結果、今回、高架方式というのを東京都と西武鉄道は選んだといったことであります。

私たちは、その選んだ高架方式の工事が、周辺に対してどういった環境影響を与えるかというのを評価するか、それが環境アセスメントということでもありますので、評価の工事の手法をどうするかといった部分は、ここの場の話ではなく、そもそもそれは地域の説明会の中では必要なことかもしれませんが、今回のアセスメントの中では、直接はかかわらない部分であります。

ちなみに、私の手元の説明会資料で見ると限りでは、踏切の除却の数が地下の方が少なくなってしまう、また工事費も700億円ぐらい増えてしまう、工期も1年長くなる、こういったところを総合的に判断して、高架方式になったと聞いております。

ただ、今はここでその話をする場ではない、ということをご理解をいただきたいと思っております。

○会長 ほかに。

○委員 すみません。初歩的な質問で、資料12の騒音のところになります。

アですが、通常は地上から1.2m。3.5mという意見を出された根拠というか、これは2階部分に相当するということなのか、それが1点。

あと私も環境影響評価書は見たことあるのですが、計画書はあまり見たことがなくて、これは事業主体が東京都と西武鉄道ということになりますよね。そうすると、関係自治体は武蔵野市と練馬区なのかもしれないですけども、直接その影響がある地域の方々に対して、その計画書への意見を提出する期間が出ているのですが、事前説明のようなものはされているのかどうか。アセスの後の手続というのは大体わかるのですが、計画書の段階で縦覧だけではよく理解ができないのかなということ、お聞きしたいと思います。

○環境課長 まず、地上の3.5mというのはお話のあったとおり、2階の高さを想定して池袋線のときも地上1.2mと3.5mの両方をやっておりますので、先ほどお話がありましたけれども、池袋線のときのことも踏まえて3.5mもやってほしいと。あとはその後ろの中高層部分、もう少し上の部分の影響も見てほしいといった意見を出すところであります。

二つ目のお話でありますけれども、地元説明会で工法なりの説明会というのはさせて

いただいております。これに基づいて環境アセスメントをやっていきますということまではやっていますが、こういった手法でということまでは、確かに行ってはございません。

これは、そもそも事業主体がやるかどうか、というところの話もあるのかもしれませんが、環境アセスメントの実施の手法といたしましては、先ほどもお話のありましたとおり、縦覧と閲覧という方法で行っております。それが条例上の手続で定められておりますので、それにより行っております。その旨を、先ほどもご説明したところでありますが、3月1日付の区報で沿線地区の区立施設に、この計画書を置いてご覧いただき、ご意見があればということで、それが先ほども申しあげました3月25日まで東京都で受け付けているところであります。

内容についてのお問い合わせがあれば、環境課の方ではお受けすることもできますし、直接それでわからなければ東京都の方に聞いていただくしかないのですけれども、そういったところの用意はさせていただきますので、そういった対応をさせていただいているということでございます。

○会長 よろしいですか。

それでは、もう1件、羽田空港の航路の変更の案件がありますので、この区長意見については、いろいろと皆さんご質問も含めて、いろいろとご意見をしてまいりましたけれども、基本的にこれを了解するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、今日の議論をそれも踏まえて、それを了解したということにさせていただきます。

次は、報告事項で羽田空港機能強化についてということで、既にご案内の方が多くかと思いますが、この点について報告事項をお願いいたします。

○環境課長 羽田空港の機能強化について、今回報告をさせていただくものです。

(環境課長が資料9の説明)

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、今説明を伺いました、練馬区上空における南風時の新飛行経路について、何かご意見、ご質問があれば。

○委員 これで見ますと、悪天時のA滑走路、水色ですね、これが飛んできたときに練馬の上空だと900mぐらいで、大型機ですと70dB。70dBというのかなりの音だと思っております。質問は777型機の比率はどれぐらいなのか。左の下の表を見ております。

あとは、787型機でも64dB。64dBならしかもまだこれは15時から19時ですので、そんなと思うのです。大型機の70dBはきついなという感じがしたのですけれども、頻度はどのようなものでしょうか。

○環境課長 経路直下の場合の騒音の予測値ということで、70dBということでありませ

が、資料9の12ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど、より静かな航空機の使用を国は進めているということを簡単にご説明いたしました。

小型機で騒音が少ないほど、着陸料を安くするような手法を取りまして、なるべく小型機を運航するように、また新型の航空機を使うようにということでやっております、大型機の割合、10年前は全体の3分の1程度でありましたけれども、現在は4分の1程度まで減少しているということで、かなり減っています。

この図が、ちょっと小さくてご覧いただけないかもしれませんが、大型機24%という記載があって、ここの濃い青色の部分がこれはB777-200ということで、約14%というような記載がございます。

これが平成30年3月時点ということでありますので、また今後、さらに小型機、中型機の導入、世界的に見ても中型・小型の導入は進んでおりますので、その方向で進むのではないかなというふうに思っていますので、軽減される方向へ進んでいるというふうに考えております。

○会長 よろしいでしょうか。ほかには。どうぞ。

○委員 この小型機のカテゴリに入っているのは、B737-800という今は運行停止になっているMAX8というものですか。

○環境課長 飛行機の型式は、そこまで詳しくないのですが、恐らくダッシュ800という言い方がされていないので、この後継機か新型機ではないかと推測いたします。

○委員 それほど新しい機体ではないですよ。わからないということですから、仕方がないですね。

○会長 ほかに。

○事務局 事務局からただいまのご意見について、お答えいたします。

この間、墜落したB737の新しいのかどうかわからないのですが、まだ日本の航空機では導入されていないということで、今後、全日空の方で、導入を計画しているといったものです。

○会長 ということだそうですね。ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、今の報告事項については話を承ったということで、終わりにさせていただきます。よろしいですか。

(なし)

○会長 以上で、本日予定しました議題は終わりますが、何か、さらにご意見がありましたらどうぞ。

○委員 説明会をこれから開催するということなのですか、説明会の開催主体というのは、事業者になるのですか、西武鉄道さんと東京都、それとも共催で練馬区も入るというのですか。

○環境課長 連続立体交差化についてのということでしょうか。

○委員 そうです。

○環境課長 少なくとも、この前2月13日から16日までで行ったのは、区と西武鉄道と東

京都で、3者の合同で、あと周辺ですから西東京市と杉並も入っていたかと思いますが、その関係自治体の説明会ということでありました。

○会長 ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、今日の議事はこれで終わりにしますが、事務局から何かご連絡があれば。

○事務局 次回の環境審議会は7月ごろを予定しております。また日程の照会等をさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長 ということでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、久しぶりだったもので多少混乱をさせまして、申し訳なかったのですが、どうぞ次回もご質問・ご意見を活発に出していただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(閉会)